

文花保育園への公私連携制度の導入等について

1 公私連携制度の導入等について

文花保育園への公私連携制度の導入については、文花一丁目団地跡地における都市地活用による地域の福祉インフラ整備事業（以下「福祉インフラ整備事業」という。）を活用し、認可保育所に児童発達支援機能を併せた施設の整備を検討する。

具体的には、文花保育園に公私連携制度を導入し、当該地に保育所を新築し文花保育園を移転するとともに、児童発達支援機能を付加し、保育と療育を一体的に行うインクルーシブ保育の実現を図ることとする。

2 施設整備の概要

（1）対象地

所在地：墨田区文花一丁目28番、29番1（文花一丁目団地跡地）

敷地面積：約2,542㎡（登記上の地積）

用途地域等：準工業地域（建ぺい率80%、容積率300%）

（2）認可保育所について

文花保育園に公私連携制度を導入し、民設民営園として整備する。

定員：107人以上（現行の水準と同等以上とする。）

（3）児童発達支援機能について

心身に障害又は発達の遅れ、心配のある児童への集団療育及び個別療育等を行う。

（4）整備の手法

福祉インフラ整備事業を活用し、区が都市地等を借り受け、民間法人等に転貸するとともに、当該民間法人等が施設を整備する。インクルーシブ保育の実現に当たっては、保育士等の人員の交流、保育室等の設備の共有が有効であるので、公募により選定した1事業者が、保育所及び児童発達支援機能の整備を行い、一体的に運営することができる環境を整備する。

3 これまでの経緯等

（1）文花保育園は、建物譲渡の手法での公私連携制度の導入を念頭に、平成28年9月に公私連携制度の導入を発表したが、複合施設であることなどからハード的な課題が判明したこと及び施設の老朽化による改築の必要性の検討が生じたことから、令和2年11月に導入時期の延期を発表し、これまで検討を行ってきた。今回、近隣地の文花一丁目団地跡地の活用が可能となったことから、建物譲渡の手法によらず、新築移転することで公私連携制度の導入の見込みが立った。

（2）令和4年度子ども・子育て会議の答申において、療育機関の十分な供給量の確保等、個別的な支援が必要な子どもに対する課題解決に向けた対応が求められた。

これにより、令和5年度から、外部関係機関も含む庁内連携組織として、「療育検討部会」を設置し、文花一丁目団地跡地の活用を視野に課題解決に向けた検討を行ってきた。

（3）令和5年4月に「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が施行され、保育と療育の一体的な運営を可能とするインクルーシブ保育の推進が可能となった。これに伴い、保育所単体で移転させるのではなく、地域のニーズに適合した複合施設の整備の検討を進めるとともに、東京都と福祉インフラ整備事業の活用の可否について調整を行ってきた。

4 本スキームのメリット

(1) 公私連携制度の導入によるメリット

ア 利用者においては、民間法人の保育理念や保育方針に基づく特色ある保育及び利用者ニーズに迅速に対応した多様な保育サービスを受けることができる。

イ 民間法人においては、保育所運営における区からの協力を得ることができる。

ウ 区においては、施設整備費及び運営費に係る財政負担の軽減を図ることができる。

(2) 児童発達支援機能の付加によるメリット（併設施設とするメリット）

ア 療育が必要と考える家庭の増加に対応できるとともに、保育と療育を同一施設で行うことで、保護者の送迎負担の軽減を図ることができる。

イ 保育所と児童発達支援事業所等を併設することで、利用者が気軽に相談でき、療育につなげていく環境を整備することができる。

ウ 従来の保育園では受入れが困難であった医療的ケア児等の受入れを可能とすることができる。

5 導入スケジュール（予定）

- ・令和6年11月 入園案内への記載
- ・令和7年度 募集要項作成、都と土地管理協定締結等
- ・令和8年度 事業者公募、公私連携協定書締結等
- ・令和9～10年度 施設整備（基本設計、実施設計、試掘、工事等）
- ・令和11年度 公私連携型保育所としての運営開始